

第6期みなかみ町高齢者保健福祉計画

(概要版)



みなかみ町

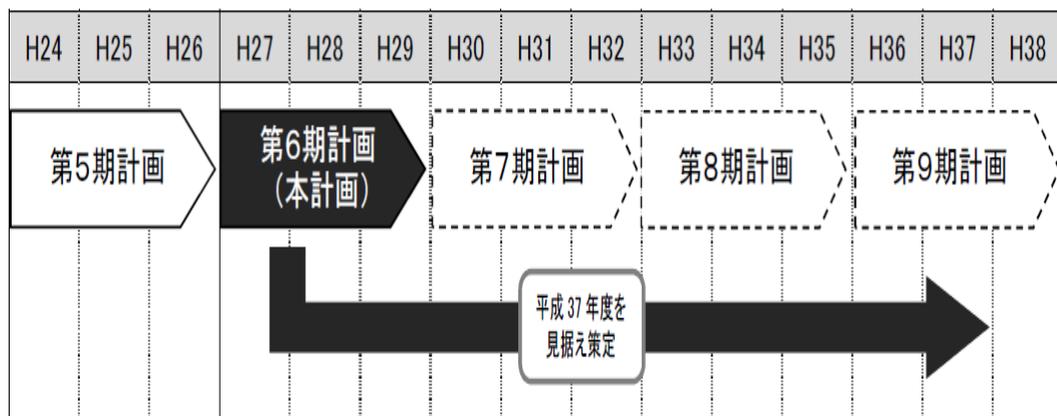
1. 計画策定の趣旨

我が国は他国に類を見ない速さで進む高齢化に対し、平成元年に策定された「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）」をはじめとした様々な保健・福祉施策が進められてきました。平成12年度には介護保険制度の創設により、介護が必要な状態になってもできる限り自宅で自立した日常生活を営めるように要介護（要支援）認定者等を社会保障制度として支援する仕組みがつけられました。

この「みなかみ町高齢者保健福祉計画」は、みなかみ町の高齢者の保健・福祉施策に関する計画と介護保険の事業計画を一体的に策定したものです。

計画は3年ごとに策定され、今回が「第6期計画」となり、平成27年度～平成29年度までの3カ年計画期間となります。

団塊の世代と呼ばれる第1次ベビーブーム世代が65歳以上に到達する時期であることから、要介護認定者等や認知症高齢者の増加が見込まれ、生活機能低下の未然防止を図る介護予防施策や認知症高齢者施策など、今後高齢者を取り巻く情勢の変化の中で、高齢者が地域の中で生きがいを持って生きていく包括的なケアシステムの確立が課題となってきます。また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）を見据えて策定しました。



2. 高齢者人口の推移

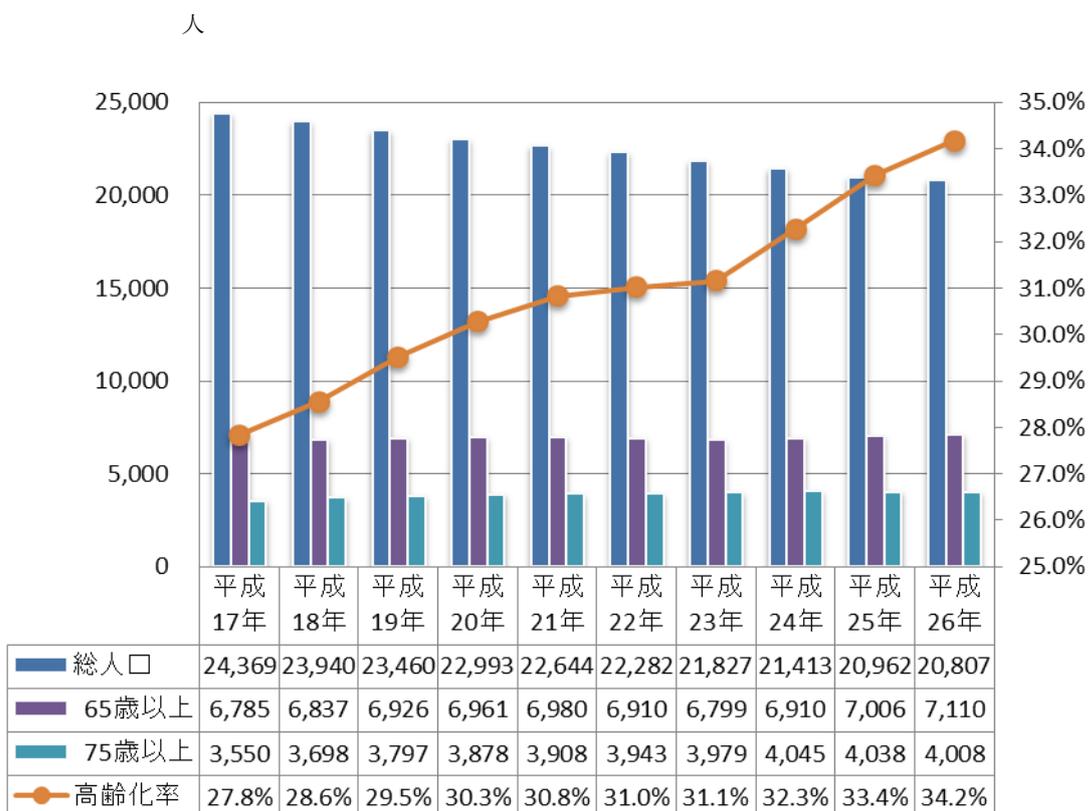
本町の総人口は年々減少傾向にあり、平成 17 年の合併時に 24,000 人を超えていたのが、平成 26 年には 21,000 人を割り、約 3,500 人減少しています。

特に、14 歳以下の年少人口の減少は著しく、平成 17 年には 3,000 人を超えていたのが、平成 26 年には 2,000 人を割り、約 36%減少しました。また、15 歳～64 歳の生産年齢人口も減少傾向で、平成 17 年の 14,512 人から平成 26 年には 11,733 人へと約 2 割減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が徐々に高齢期に達していることから増加傾向が続いており、平成 17 年に 6,785 人だったものが、平成 26 年には 7,110 人となっています。それに伴って高齢化率は年々上昇し、35%を超えるのが目前となっています。

75 歳以上の後期高齢者は平成 24 年にピークを迎えて最近はやや微減傾向が見られます。

みなかみ町の高齢者人口推移

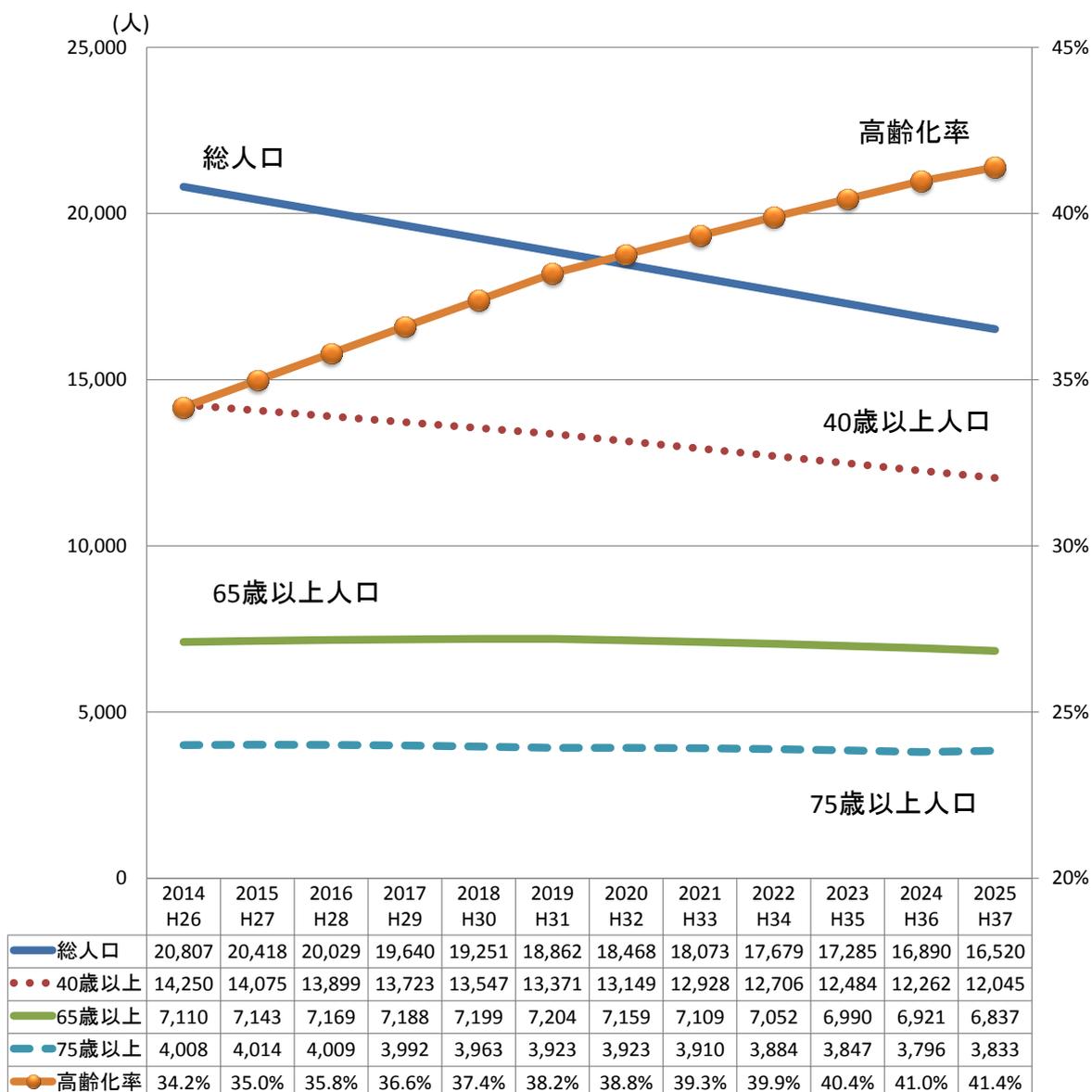


※平成 17 年は 9 月末現在、平成 18 年以降は 8 月末現在の住民基本台帳人口

3. みなかみ町の人口の将来推計

総人口及び40歳以上人口は減少していくのに対し、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいが続きます。したがって、高齢者を支える人口の減少によって、高齢化率が上昇を続けることが予想されます。

人口推計（平成21年～26年住基台帳人口コーホート変化率法による）

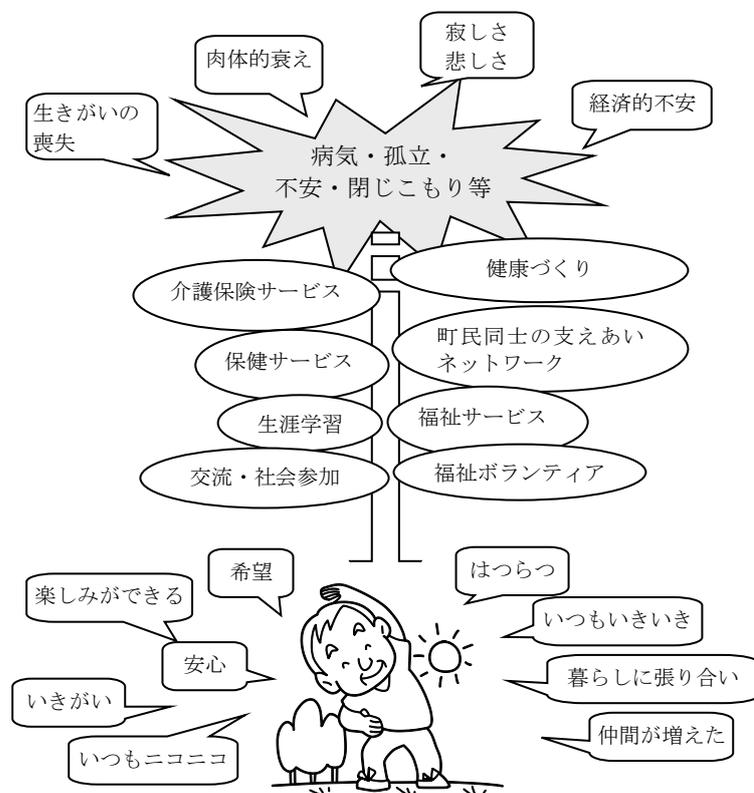


4. 基本理念

すべての高齢者がいきいきと暮らせる町 みなかみ

高齢化が進むなかで、健康で希望や生きがいをもって、日々を楽しく暮らしていくためには、まちぐるみで手を携えて、多面的な立場で高齢者を支え、見守っていく環境づくりが重要です。

本計画は、みなかみ町に住む高齢者が、健康で生きるよろこびに満ち、安心して暮らせるまちを構築していくことを目的としています。



すべての高齢者がいきいきと暮らせる町 みなかみ

5. 基本目標の設定

高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、本計画が目指す基本的な目標を定め、市民の参加と協力のもとに計画実現に向けて取り組むものとします。

① 健康で自立した生活をおくるために

市民の一人ひとりが日常生活をより健康的に暮らすことができるよう、各種健診体制の充実や生活習慣病予防対策など、心身の健康管理や疾病予防対策を推進します。また、高齢になっても要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、介護予防や認知症対策、地域リハビリテーション等の取り組みを推進し、生涯を健康に暮らせるまちづくりを目指します。

② 生きがいのある生活をおくるために

高齢者が地域の一員として積極的に社会参加し、豊富な知識や経験を地域づくりに活かすことができるよう、多様な就業の創出や学習・文化・交流活動、スポーツ活動などの機会の充実と場所の確保等を推進します。そして、高齢者が生きがいを持っていきいきとした生活を送ることができるような環境づくりを進めます。

③ 安心して生活をおくるために

高齢者の質の高い生活を叶える保健・医療・福祉の連携によるサービス内容の充実と、総合的なサービス供給体制の整備を推進します。また、住宅や公共施設等のバリアフリー化をはじめ、公共交通網や公園・緑地の整備など、高齢者が安心して外出でき、交流を育み、活動の機会や場を広げる環境整備を推進します。

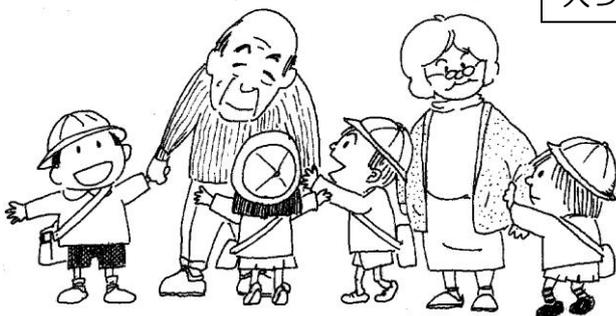
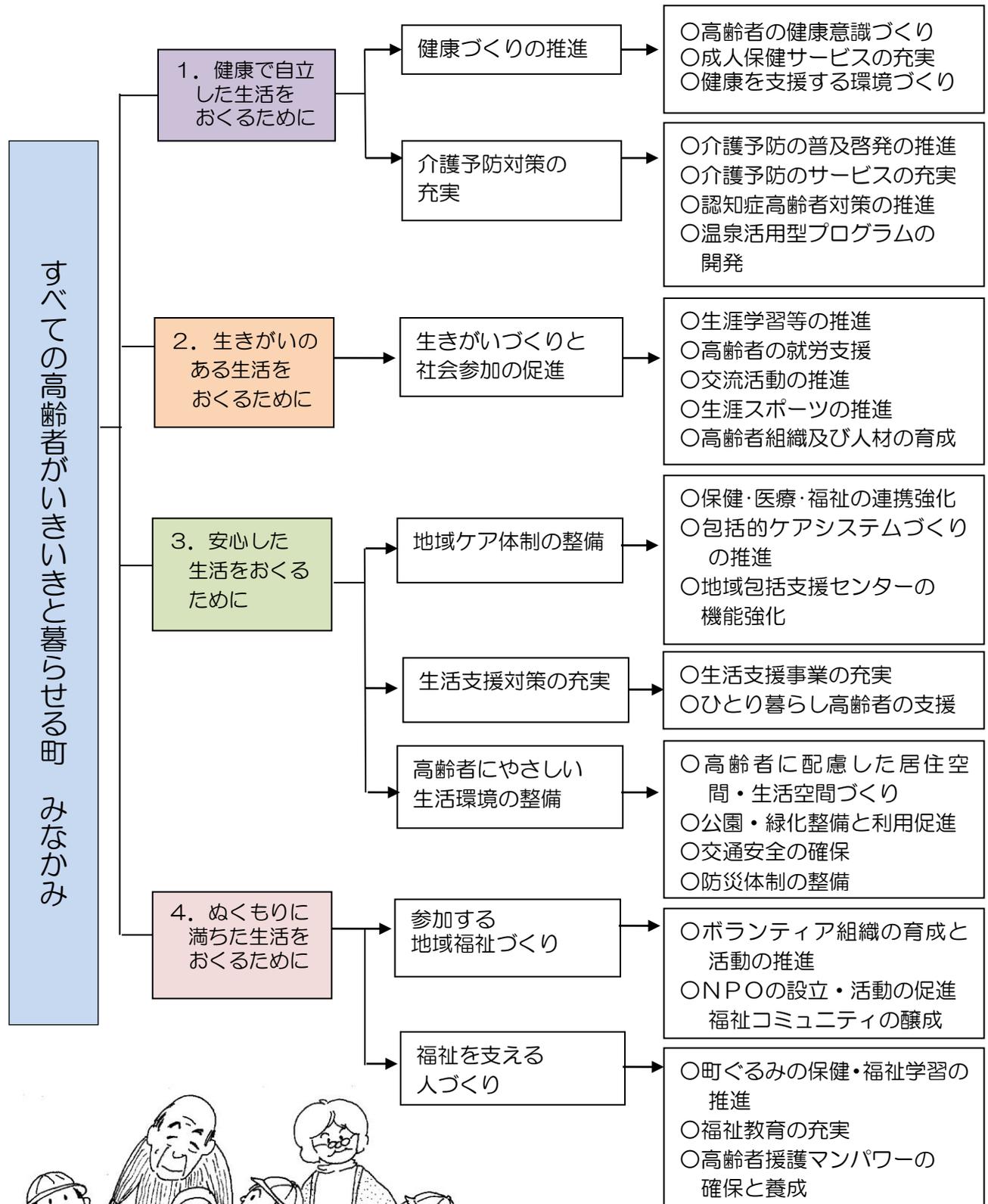
さらに、高齢者の交通安全対策や災害時に迅速に対応できる体制づくりに取り組み、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

④ ぬくもりに満ちた生活をおくるために

高齢者等を地域全体で支える仕組みづくりや、みなかみ町の福祉力を高める基盤づくりとして、ボランティアやNPOの養成並びに活動の推進を図ります。また、町ぐるみの保健・福祉学習や学校教育における福祉教育の充実、福祉マンパワーの養成を推進し、住民相互の助け合いと人間的なふれあいを大切にした支えあいのまちづくりを目指します。

6. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。



7. 介護保険事業のサービスについて

介護保険給付の体系（介護給付・予防給付）

			サービスの種類	対象者
介護保険サービス	介護給付サービス	居宅サービス	①訪問介護	要介護認定者
			②訪問入浴介護	
			③訪問看護	
			④訪問リハビリ	
			⑤居宅療養管理指導	
			⑥通所介護	
			⑦通所リハビリ	
			⑧短期入所生活介護	
			⑨短期入所療養介護	
			⑩特定施設入所者生活介護	
			⑪福祉用具貸与	
			⑫特定福祉用具販売	
			⑬住宅改修	
			⑭居宅介護支援	
	地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護	要介護認定者	
		②認知症対応型通所介護		
		③小規模多機能型居宅介護		
		④認知症対応型共同生活介護		
		⑤地域密着型特定施設入所者生活介護		
		⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		⑦24時間定期巡回・随時対応サービス		
		⑧複合型サービス		
	施設サービス	①介護老人福祉施設	要介護認定者	
		②介護老人保健施設		
		③介護療養型医療施設		
	予防給付サービス	介護予防サービス	①介護予防訪問介護	要支援認定者
			②介護予防訪問入浴介護	
			③介護予防訪問看護	
			④介護予防訪問リハビリ	
			⑤介護予防居宅療養管理指導	
			⑥介護予防通所介護	
			⑦介護予防通所リハビリ	
			⑧介護予防短期入所生活介護	
⑨介護予防短期入所療養介護				
⑩介護予防特定施設入所者生活介護				
⑪介護予防福祉用具貸与				
⑫介護予防特定福祉用具販売				
⑬介護予防住宅改修				
⑭介護予防支援				
地域密着型介護予防サービス		①介護予防認知症対応型通所介護	要支援認定者	
		②介護予防小規模多機能型居宅介護		
		③介護予防認知症対応型共同生活介護		

8. 第 1 号被保険者数、要支援・要介護者等の見通し

第 6 期（平成 27 年度～29 年度）の第 1 号被保険者数（65 歳以上人口）は、7,100 人台で微増傾向が続くと予想され、第 7 期（平成 30 年度～32 年度）にはピークを迎え減少に転じると予想されます。

（1）第 1 号被保険者数の見通し

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
第 1 号被保険者数	6,910	7,006	7,110	7,143	7,169	7,188	7,159	6,837
うち 65～74 歳	2,865	2,968	3,102	3,129	3,160	3,196	3,237	3,005
うち 75 歳以上	4,045	4,038	4,008	4,014	4,009	3,992	3,923	3,833
高齢化率（％）	32.3	33.4	34.2	35.0	35.8	36.6	38.8	41.4

（2）要支援・要介護者数の見通し

第 6 期の期間中、要支援・要介護認定者も高齢者人口の増加に従って少しずつ増え続けると予想されます。

単位：人

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
要介護度別	要支援 1	258	254	287	283	277	270	270	253
	要支援 2	218	217	212	209	211	222	224	211
	要介護 1	302	295	286	286	287	286	301	282
	要介護 2	194	237	224	270	316	360	389	374
	要介護 3	164	178	203	219	235	250	259	244
	要介護 4	160	166	186	198	210	223	240	228
	要介護 5	161	148	156	141	131	120	118	113
総数		1,457	1,495	1,554	1,606	1,668	1,733	1,800	1,706
	増減→		38	59	52	62	65	67	-94

9. 地域支援事業の実施

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業を行います。
第5期事業計画期間中の実績を踏まえ、次のとおり見込みました。

(1) 二次予防高齢者事業

二次予防高齢者とは要介護認定を受けていない、心身に虚弱状態が見られる高齢者の方です。

心身機能の低下を防ぎ、日常生活を維持するために介護予防事業を行います。

① 二次予防高齢者数の見込み

二次予防高齢者事業対象者数の見込み

単位：人

区 分	実績			計画		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第1号被保険者	6,939	7,058	7,102	7,143	7,169	7,188
対象者数	234	760	796	805	821	846
割 合	3.3%	10.7%	11.2%	11.2%	11.4%	11.7%

② 二次予防高齢者の把握

特定高齢者事業の対象者を的確に把握するため、基本チェックリスト（旧「生活機能問診票」）により高齢者の心身機能の状況を把握し、介護予防の必要性を判定します。またチェックリスト以外に保健師による訪問活動、医師やケアマネジャー等からの情報、本人や家族・地域の方からの連絡、要介護認定の非該当者などを通して、二次予防高齢者の対象者を把握します。

また、これらの把握方法等が周知されるために、広報やチラシなどにより介護予防に関する啓発を行います。



③ 事業内容

上記で把握された介護予防の必要性が高い高齢者に対して通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業を実施します。

● 通所型介護予防事業

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防の観点から事業を実施します。

● 訪問型介護予防事業

運動器の機能向上、低栄養改善、閉じこもり予防等を目的として訪問事業を実施します。

ア. 運動器の機能向上事業

内容：保健福祉センター等を活用し、専門家による運動機能に関する調査の後に、個人にあった体操トレーニングやストレッチ、集団指導等を行います。

区 分		実績			計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 28 年度
運動器の機能 向上事業	会 場 数	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
	参加者数	79人	77人	77人	80人	80人	80人

イ. 栄養改善事業

内容：運動器の機能向上事業に合わせ、個別の栄養相談や集団栄養教育を実施します。

区 分		実績			計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
栄養改善事業	会 場 数	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
	参加者数	79人	77人	77人	80人	80人	80人

ウ. 口腔機能の向上事業

内容：歯科衛生士により口腔清掃指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導を行います。

区 分		実績			計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
口腔機能の 向上事業	会 場 数	12カ所	12カ所	12カ所	12カ所	12カ所	12カ所
	参加者数	12人	17人	12人	12人	12人	12人

エ. 閉じこもり予防等訪問指導事業

内容：保健福祉センター等への通所が困難な「運動器の機能低下」「閉じこもり」「認知症」「うつ」などの方に対して、保健師等が訪問し生活機能に関する問題の相談指導にあたります。

区 分		実績			計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問指導事業	指導者数	3人	9人	4人	10人	10人	10人

(3) 一次予防（一般高齢者）事業

すべての高齢者に対して、できるだけ現在の健康状態を維持し、生活機能の低下を防ぐことにより介護を要する状態にならないよう、一時予防（一般高齢者）事業を実施します。

また、介護予防に関する知識の普及啓発及び、介護予防のための地域活動（健康づくり、生きがいつくり活動等）を支援します。

① 介護予防に関する普及啓発

介護予防の必要性・重要性を広く周知を図り、住民の自主的な介護予防への取り組みや社会全体における介護予防に対する認識の向上を目指します。周知啓発用の印刷物の作成や、町内全体あるいは地区集会所などで健康教育（運動指導、栄養指導、口腔機能改善指導など）や健康相談ならびに介護予防講演会等を実施します。

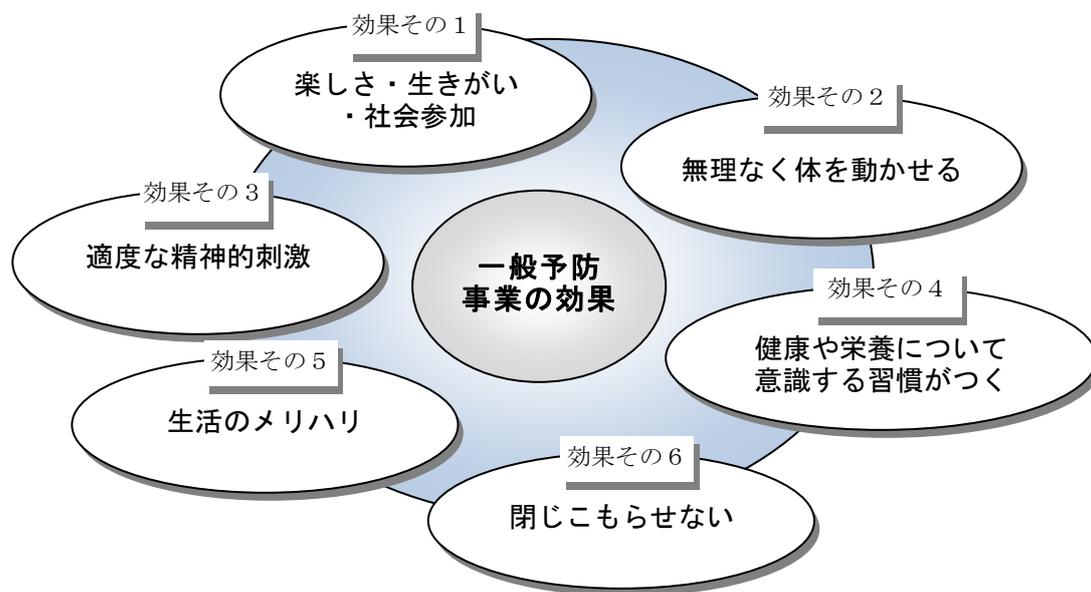
また、地域で認知症の方を支えるために認知症予防及び早期からの認知症支援を行います。

② 介護予防のための地域活動支援

地区集会場等を活用したサロンや老人クラブ活動などと連携した地域交流・仲間づくりを推進し、同時に介護状態に陥らないための医療専門職等の関与を促進します。

このほか町の資源である温泉を活用した介護予防のための地域支援活動も推進します。

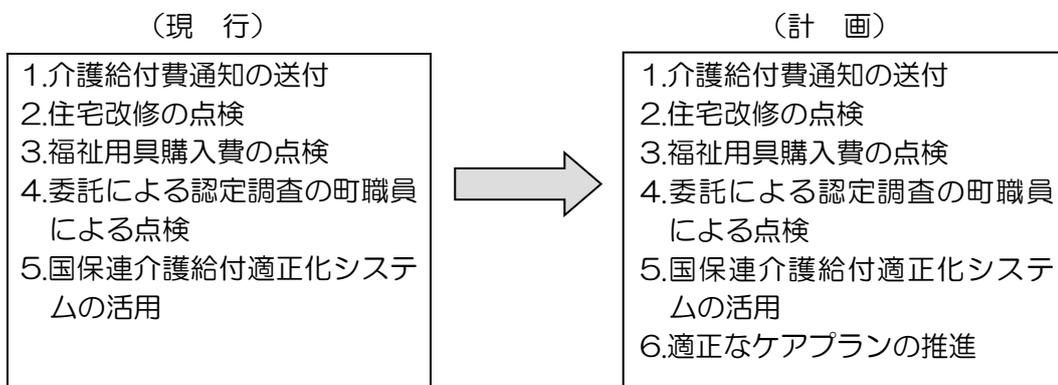
区 分		実績			計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般高齢者 事業	会 場 数	27カ所	29カ所	30カ所	40カ所	50カ所	60カ所
	参加者数	460人	435人	435人	500人	550人	600人



(4) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、介護保険制度の健全な事業展開のため必要な情報提供を行うとともに、介護給付費に要する費用の適正化のための事業に取り組みます。



② 家族介護支援事業（認知症家族の集い等）

認知症高齢者を在宅で介護する家族に対して、認知症への理解を深めるための講習会の開催など介護者への負担軽減を図るための事業を引き続き行います。

③ その他事業（成年後見制度利用支援事業）

認知症等の判断能力が不十分な方を法律面や生活面で支援する仕組みとして成年後見制度があります。本人の福祉を図るため特に必要がある場合には市町村長が審判開始の申立てや経済的支援を行うことがあります。



4. 施設・在宅サービス整備の考え方

サービスの見込み量を推計するにあたり、下記に示す考え方により施設・在宅サービスの整備を進めていきます。

施設・在宅サービス整備の考え方

高齢者人口の動向

- ・ 第6期中は高齢者人口は増え続け、第7期にピークを迎える。
- ・ 介護需要のピークに対応した施設及び在宅サービスの充実が求められる。
- ・ 今後も高齢化率は上昇し保険料負担者は減少するので、早めの整備が望ましい。

町内高齢者の意向

- ・ 「サービスは現状のままでよいので、介護保険料は上げないでほしい」という意見が多い。
- ・ 施設志向よりも在宅志向が多くを占める。
- ・ 保険料の上昇を抑制しながら、在宅志向に対応したサービス基盤の整備充実が必要。

- ・ 今後高齢化のさらなる進行で介護保険財政のひっ迫、保険料の上昇が予想されることから、第6期中に必要な新規施設・在宅サービスの整備を図る。
- ・ 町内高齢者の在宅志向に対応して、在宅復帰を支援する「介護老人保健施設」「小規模多機能型居宅介護」「有料老人ホームにおける特定施設入居者生活介護」の新規整備を計画に盛り込む。

(1) 地域密着型サービス

地域密着型サービス事業所の整備目標は、以下のとおりとします。

単位：定員（床）

区分	平成 26 年度末	平成 29 年度末
認知症対応型通所介護事業所 (事業所数)	15 (1)	15 (1)
小規模多機能型居宅介護事業所 (事業所数)	25 (1)	45 (2)
認知症対応型共同生活介護事業所 (事業所数)	36 (4)	36 (4)

(2) 介護保険施設サービス

介護保険施設については、整備目標を以下のとおりとします。

単位：定員（床）

区分	平成 26 年度末	平成 29 年度末
介護老人福祉施設 (事業所数)	160 (2)	160 (2)
介護老人保健施設 (事業所数)	80 (2)	180 (4)
有料老人ホーム (事業所数)	0 (0)	20 (1)

5. 介護保険事業のサービス量と見込額

(1) 標準給付費見込額

① 居宅・地域密着型・施設サービス給付費の推計

居宅・地域密着型・施設サービス給付費の推計は、下表のとおりとなります。

【介護】

単位：千円/人

		27年度	28年度	29年度	32年度	37年度	
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	102,149	123,754	147,832	167,301	156,728
		人数(人)	177	209	244	272	254
	訪問入浴介護	給付費(千円)	1,279	1,943	2,778	3,169	2,964
		人数(人)	3	5	7	8	7
	訪問看護	給付費(千円)	40,492	46,762	52,517	58,242	54,824
		人数(人)	95	112	128	144	136
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	813	1,286	1,857	2,172	2,033
		人数(人)	2	3	4	5	4
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	4,674	6,278	8,116	9,264	8,701
		人数(人)	53	68	85	97	92
	通所介護	給付費(千円)	395,095	428,871	464,611	507,522	478,193
		人数(人)	389	422	455	496	467
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	71,932	83,915	95,942	103,532	96,453
		人数(人)	103	120	136	147	137
	短期入所生活介護	給付費(千円)	88,195	97,448	105,028	115,649	108,560
		人数(人)	96	105	112	123	115
	短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	5,465	6,361	7,861	8,876	8,403
		人数(人)	6	7	8	10	9
	短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	44,771	52,566	60,944	69,313	65,288	
	人数(人)	312	368	429	490	462	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,315	3,297	4,474	5,355	5,083	
	人数(人)	9	13	18	21	20	
住宅改修費	給付費(千円)	9,341	9,873	11,173	11,883	11,219	
	人数(人)	7	8	9	10	10	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	107,520	129,212	138,033	159,980	153,248	
	人数(人)	49	59	63	73	70	

※ 給付費は、当該年度における推計総額になります。

※ 人数は、当該年度における一月あたりの推計人数となります。

【介護】

単位：千円／人

		27年度	28年度	29年度	32年度	37年度	
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	5,302	5,078	4,972	5,823	5,448
		人数(人)	7	8	8	9	9
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	58,771	70,402	115,103	126,226	120,167
		人数(人)	27	30	50	55	52
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	101,980	106,593	116,643	129,836	123,453
		人数(人)	35	37	41	45	43
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
複合型サービス	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	493,115	492,162	492,162	518,800	492,819
		人数(人)	174	174	174	183	174
	介護老人保健施設	給付費(千円)	463,942	464,660	764,149	891,973	763,115
		人数(人)	155	155	255	298	255
介護療養型医療施設 (32年度以降は転換施設)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	93,774	100,937	106,654	114,445	107,758	
	人数(人)	558	605	643	689	649	
介護給付費合計①		給付費(千円)	2,090,925	2,231,398	2,399,746	2,580,434	2,464,388
総給付費 ③=①+②		総給付費(千円)	2,237,342	2,383,919	2,520,771	2,660,177	2,539,267

※ 給付費は、当該年度における推計総額になります。

※ 人数は、当該年度における一月あたりの推計人数となります。



② 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の推計は、下表のとおりとなります。

【介護予防】

単位：千円/人

		27年度	28年度	29年度	32年度	37年度	
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費(千円)	19,315	18,585	9,307	0	0
		人数(人)	76	71	35	0	0
	介護予防訪問入浴 介護	給付費(千円)	28	57	0	98	92
		人数(人)	1	1	0	1	1
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	8,654	9,711	11,080	12,236	11,519
		人数(人)	28	31	35	39	36
	介護予防訪問リハビリ テーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	322	161	498	282	266
		人数(人)	1	1	2	1	1
	介護予防通所介護	給付費(千円)	69,428	72,067	38,297	0	0
		人数(人)	206	214	113	0	0
	介護予防通所リハビリ テーション	給付費(千円)	15,986	18,572	23,029	25,483	24,010
		人数(人)	30	33	41	45	43
	介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	1,880	2,134	2,481	2,744	2,585
		人数(人)	4	5	6	7	6
	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	4,344	4,935	5,689	6,284	5,917	
	人数(人)	86	97	111	123	115	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	829	1,054	1,334	1,476	1,391	
	人数(人)	4	5	6	7	7	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	3,925	5,789	7,709	8,489	7,982	
	人数(人)	4	6	8	9	9	
介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	4,637	1,543	0	0	0	
	人数(人)	3	1	0	0	0	
(2) 地域密着型サービス	介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	1,707	2,374	5,554	5,906	5,694
		人数(人)	2	3	7	7	7
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型 通所介護	給付費(千円)		0	0	0	0	
	人数(人)		0	0	0	0	
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	15,362	15,539	16,047	16,745	15,423	
	人数(人)	305	309	319	333	307	
介護予防給付費合計②		給付費(千円)	146,417	152,521	121,025	79,743	74,879

※ 給付費は、当該年度における推計総額になります。

※ 人数は、当該年度における一月あたりの推計人数となります。

(2) 第1号被保険者保険料について

第5期と所得段階の区分が変わりました。6段階から9段階になって低所得者の負担軽減が図られます。

介護保険料 所得段階区分 新旧比較表

旧段階	第5期（平成24～26年度）	新段階	第6期（平成27～29年度）
第1段階	町民税非課税世帯に属する老齢年金福祉年金受給者又は生活保護受給者の場合	第1段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が80万円以下の場合		・世帯全員が町民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない場合	第2段階	・世帯全員が町民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が80万円超120万円以下の方
		第3段階	・世帯全員が町民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が120万円超の方
第4段階 【基準】	① 世帯の何方かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、本人課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が80万円以下の場合 ② 世帯の何方かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、第4段階①に該当しない場合	第4段階	・世帯の何方かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が80万円以下の方
		第5段階 【基準】	・世帯の何方かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得額を合算した金額が80万円超の方
第5段階	本人に町民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が190万円未満の場合	第6段階	・本人に町民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
		第7段階	・本人に町民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方
第6段階	本人に町民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が190万円以上の場合	第8段階	・本人に町民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
		第9段階	・本人に町民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が290万円以上の方

※ 平成26年度介護保険法等の改正により、第6期における税制改正による激変緩和措置を踏まえ（平成27年度に第1段階を実施、平成29年度に第2・3段階にも適用予定）、保険料負担段階第1段階で、基準額に乗じる割合の軽減ができることになりました。

第1号被保険者保険料基準額（月額）は、保険料収納必要額（収納率勘案後）を所得段階別加入割合補正後被保険者数（3カ年計）及び12月で除して求められます。

（本来の計算は、月額を算出後したものに12ヶ月を乗じて年額を出し、年額を100円未満切り捨てたものが年額となります。）

第1号被保険者保険料基準額

月額	5,898 円
年額	70,700 円

また、各年度・各所得段階ごとの第1号被保険者保険料（年額）は、下表のとおりとなります。

各年度・各所得段階ごとの第1号被保険者保険料（年額）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	保険料率	金額	保険料率	金額	保険料率	金額
第1段階	0.50	35,300 円	0.50	35,300 円	0.50	35,300 円
第2段階	0.75	53,000 円	0.75	53,000 円	0.75	53,000 円
第3段階	0.75	53,000 円	0.75	53,000 円	0.75	53,000 円
第4段階	0.90	63,600 円	0.90	63,600 円	0.90	63,600 円
第5段階（基準額）	1.00	70,700 円	1.00	70,700 円	1.00	70,700 円
第6段階	1.20	84,900 円	1.20	84,900 円	1.20	84,900 円
第7段階	1.30	92,000 円	1.30	92,000 円	1.30	92,000 円
第8段階	1.50	106,100 円	1.50	106,100 円	1.50	106,100 円
第9段階	1.70	120,300 円	1.70	120,300 円	1.70	120,300 円

※ 平成26年度介護保険法等の改正により、第6期における税制改正による激変緩和措置を踏まえ、保険料負担段階第1段階で、基準額に乗じる割合の軽減ができることになりました。



第6期みなかみ町高齢者保健福祉計画（概要版）
（平成27～29年度）

平成27年（2015年）3月発行

発行：みなかみ町

編集：みなかみ町町民福祉課

〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

町民福祉課 電話（0278）25-5012 FAX（0278）62-6610